

令和2事業年度  
公立大学法人滋賀県立大学の業務の実績に関する報告  
および項目別評価結果（参考資料）

令和3年8月  
滋賀県公立大学法人評価委員会

## 1 大学の概要

### 1 基本情報

大学名 公立大学法人滋賀県立大学  
所在地 滋賀県彦根市八坂町 2500

### 2 役員の状況（令和 2 年度）

理事長（学長） 廣川 能嗣  
副理事長（事務局長） 青木 洋 （総務担当）  
理事（副学長） 倉茂 好匡 （教育・学生支援担当）  
理事（副学長） 山根 浩二 （研究・評価担当）  
理事 高橋 滉治郎 （地域連携担当）  
理事（非常勤） 林 一義 ((株)滋賀銀行監査役)  
理事（非常勤） 木村 良晴 （京都工芸繊維大学名誉教授）

### 3 沿革

平成 7 年 4 月 開学（環境科学部・工学部・人間文化学部）  
平成 11 年 4 月 大学院修士課程開設  
（環境科学研究科・工学研究科・人間文化学研究科）  
平成 13 年 4 月 大学院博士課程開設  
（環境科学研究科・工学研究科・人間文化学研究科）  
平成 15 年 4 月 人間看護学部開設  
平成 18 年 4 月 公立大学法人滋賀県立大学設立  
平成 19 年 4 月 大学院修士課程開設（人間看護学研究科）  
平成 20 年 4 月 工学部電子システム工学科開設  
平成 21 年 4 月 大学院博士後期課程工学研究科先端工学専攻開設  
平成 24 年 4 月 人間文化学部国際コミュニケーション学科開設  
大学院博士前期課程工学研究科電子システム工学専攻開設

### 4 組織（令和 2 年度）

【学部】 環境科学部

環境生態学科  
環境政策・計画学科  
環境建築デザイン学科  
生物資源管理学科  
材料科学科

工学部

機械システム工学科  
電子システム工学科  
地域文化学科  
生活デザイン学科  
生活栄養学科  
人間関係学科  
国際コミュニケーション学科  
人間看護学科

人間文化学部

環境動態学専攻 (博士前期・博士後期)  
環境計画学専攻 (博士前期・博士後期)  
材料科学専攻 (博士前期)  
機械システム工学専攻 (博士前期)  
電子システム工学専攻 (博士前期)  
先端工学専攻 (博士後期)  
地域文化学専攻 (博士前期・博士後期)  
生活文化学専攻 (博士前期・博士後期)  
人間看護学専攻 (修士)

【大学院】 環境科学研究科

工学研究科

人間文化学研究科  
人間看護学研究科

【全学共通教育推進機構】

企画推進部  
全学共通教育部

【大学附属施設】

図書情報センター  
地域共生センター  
環境管理センター  
産学連携センター  
学生支援センター  
地域ひと・モノ・未来情報研究センター

## 【事務局】

総務課  
財務課  
経営企画課  
学生・就職支援課  
教務課  
地域連携・研究支援課

## 5 学生数および教職員数（令和2年5月1日現在）

学生数	学部	2,607名	
	大学院	274名	計 2,881名
教職員数	教員	203名	
	職員	58名	
	契約職員・特任職員等	106名	計 367名

## 6 基本的な目標

### (1) 基本理念

滋賀県立大学は、滋賀県における学術の中心として、未来を志向した高度な学芸と、悠久の歴史や豊かな自然、風土に培われた文化を深く教授研究するとともに、新しい時代を切り拓く広い視野と豊かな創造力、先進的な知識、技術を有する有為の人材を養成することを目的としている。

また、開かれた大学として、県民の知的欲求に応える生涯学習の機会の提供や地域環境の保全、学術文化の振興、産業の発展、人間の健康など、滋賀県の持続的発展の原動力として大きく寄与することを使命としている。

### (2) 第3期中期目標（前文より抜粋）

滋賀県立大学が、地域人材の育成という開学以来変わることのないミッションを果たすべく、その存在意義を増し、広く県民に支持される大学、誇れる大学となることを目指して、次の点を基本に中期目標を定める。

## 【基本姿勢】

「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」をモットーに、SDGsなども見据え、世界に通じる地域発のイノベーション（グローカルイノベーション）を

志向する。

○国際通用性のある教育を通じてグローバルな人材を育成するとともに、県立大学の強みを活かした特色ある研究を推進する。

○地域人材の育成や地域課題の解決に向けた取組、産学官連携などを強化し、地域貢献のリーディングモデルとなることを目指す。

○大学の教育や研究の成果、学生の活動等を効果的に発信することにより、県立大学のブランド力の向上を目指す。

○社会の変革に対応するため柔軟性を持って業務運営の改善を図るとともに、効率的、戦略的な大学運営を推進する。

## 2 全体的な状況と自己評価

### 1 全体的な状況

滋賀県立大学は、平成7年（1995年）の開学以来、「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」をモットーに、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する」を掲げ、「人が育つ大学」として、「知と実践力」を備えた地域に貢献できる人材の育成に取り組んできた。

平成18年4月には、地方独立行政法人法に基づき公立大学法人として新たなスタートを切り、県から示された中期目標の達成に向けて、中期計画および年度計画を定め、その遂行にあたってきた。

平成30年度からの第3期中期計画においては、平成28年度に策定した本学の新たな将来構想「U.S.P 2025 ビジョン」に掲げる「地域貢献大学のリーディングモデル」と「国際通用性のある知と実践力をそなえた人が育つ大学」を目指して、「教育」「研究」「地域貢献」に「ブランド力の向上」を大きな柱として加え、「戦略的大学経営」とともに、次の項目を重点に取り組むこととした。

## 〔教育〕

○国際通用性があり地域に貢献できる人材の育成・輩出

## [研究]

- 持続可能な社会の実現に寄与する特色のある研究拠点の形成

## [地域貢献]

- 県域のシンクタンクとして、地域の課題に応える研究の推進
- 人口減少社会を見据え、地域人材育成や、社会人教育を含む生涯教育拠点の機能強化

## [ブランド力の向上]

- 県大ブランドの確立と広報の戦略的な推進

## [戦略的大学経営]

- 社会の変革を先取りできる柔軟な教育研究組織の整備
- 戦略的な大学経営とデータに基づく教育研究の推進

令和2年度の業務については、令和2年2月より新型コロナウイルス感染症が全世界的に流行・まん延したことにより社会環境が劇的に変化し、本学でも教育・研究活動のみならず大学経営全般において、新たな感染症への対応を余儀なくされた。

この状況に対処すべく、危機対策本部を立ち上げ、本部長である理事長のもと、教員および職員がともに連携・協力しながら、学生の教育・研究環境を確保するために、第3期中期目標の達成に向けた年度計画の取組に加え、感染状況等に配慮しながら施策の遂行に当たった。

## 2 前年度の法人評価委員会の評価結果を踏まえた取組状況

令和元事業年度の業務の実績に関する評価結果においては、滋賀県公立大学法人評価委員会から、全体評価として「概ね計画どおり進んでいる」との評価を得たところであるが、「今後の取組を期待する事項および課題となる事項」が示されている。

これらの事項を踏まえた令和2年度における取組状況は、次のとおりである。

### (1) 地域課題の解決に向けた取組

#### [法人評価委員会の意見]

中山間地域の活性化を目的とする県の「しがのふるさと支え合いプロジェクト」により、近江楽座の活動団体「政所茶レン茶」や「座・沖島」が地域団体と協定を締結するなど、近江楽座の活動が具体的な成果として顕在化してきているところである。また、「地域ひと・モノ・未来情報研究センター」では、I C Tを活用し、地域の団体や企業等と連携して、農業や観光などの具体的な事例について、地域課題の解決に取り組まれている。このような取組は、学生の実践的な知識や経験を高めることにつながるため、今後も特色のある教育の推進に取り組み、大学のブランド力の向上にも寄与することを期待する。

#### [令和2年度の取組状況]

学生が地域の課題解決に取り組む近江楽座については、新型コロナ対策のため飲食の提供を禁止するなど、活動指針を新たに設けた上でプロジェクトを募集し、コロナ禍での可能な条件の中で活動への支援を行った。こうした中、活動団体である「ボランティアサークル Harmony」が、今までの活動実績が顕著であったことから「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣賞を受賞し、近江楽座に取り組む学生をはじめ、一緒に活動している地域の方々の励みとなった。

また、高島市、三井不動産、滋賀県中小企業家同友会と新たに包括協定を締結するとともに、これまで協定を締結している自治体に対して、事前に新たな連携を提案し、本学教員とのオンライン意見交換会を行うなど新規の協働を進めた。さらに、地域教育プログラムの一環として導入している近江樂士（地域学）副専攻の講師として協力いただくなど、地域が抱える課題解決の支援に取り組んだ。

## (2) 大きく変動する社会情勢への対応

### [法人評価委員会の意見]

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、人々の生活様式が大きく変化している。大学においても感染拡大防止の観点から遠隔授業を開始されるなど、過去に例を見ない対応を迫られている。これまでに行われた対応について検証され、改善することにより、こういった社会情勢が変化する環境下においても、より質の高い学びの場が提供できるよう取り組まれることを期待する。

### [令和2年度の取組状況]

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じるため、遠隔授業を含めた授業の対応や課外活動の取り扱い、教職員や学生が利用する施設にかかる対策等について、危機管理規程に基づき令和元年度に設置した危機対策本部本部委員会議において議論し、学部等の意見も聞きながら未知のウイルスに対処してきた。

特に、授業の対応については、前期の遠隔授業の導入に当たって、学生の通信機器やネットワーク環境の調査を実施するとともに、通信環境の影響が少ないオンデマンド形式で遠隔授業を行うこととした。

また、実験・実習等遠隔では対応が困難な授業は、全国的に感染が落ち着きを見せた7月29日から9月中旬にかけて集中的に対面形式で実施するなど、学生の学びの場を確保するよう努めてきた。

前期授業終了後には、全学生を対象に前期遠隔授業と今後に関するアンケートを実施し、アンケート結果を教職員や学生と共有するとともに、課題等について分析・検討を進めた。

さらには、より効果的な遠隔授業が円滑に行うことができるよう、学内の情報ネットワーク拡張工事を実施し、大学の活動レベルに対応した修学環境を確保できるよう努めた。

今後も、新型コロナウイルス感染症の感染状況などを注視しながら、これまでの取組を検証、改善することにより、円滑な大学運営に取り組んでいきたい。

## (3) 財政基盤の強化等に関する取組

### [法人評価委員会の意見]

学生支援や教育環境の充実を目的として創設された「未来人財基金」について、基金の安定的な運営を維持し、将来的な人材育成を持続的に行うため、大学の将来像や寄附金の用途等を明確にし、継続的に寄附を得る仕組みを構築するなど、より一層の獲得に努められたい。

### [令和2年度の取組状況]

未来人材基金については、これまで単年度限りの企業等からの寄附が多く、継続して寄附をいただくことは困難な状況であり、継続的な学生支援のために、寄附の集め方や使途の効果的な周知・PRなど、寄附金の増額を目指してきたところである。

年度末における募金総額は3千4百万円余りで、目標額は未達成であるが、継続的な寄附金獲得に向け、今後取り組む方策を検討した。

- ・毎月、毎年指定した時期に継続して寄附ができるシステムの導入
- ・遺贈、相続財産による寄附の受入
- ・ホームページ、パンフレットの記載内容の見直し
- ・寄附いただいた企業等への学生と直接接する機会の提供
- ・同窓会、後援会との連携強化 等

今後は、更なる寄附金の獲得に向けて取り組んでいきたい。

## 3 項目別評価の状況

第3期中期計画に定めた「大学の教育研究等の質向上」および「大学経営の改善」について、本学が策定した令和2事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）の記載事項に加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るために実施した施策を踏まえ、自己評価を行った。

その進行状況および判断理由は、別紙の項目別実績報告書のとおりであり、法人化のメリットを活かした特色ある取組や様々な工夫などについて、特記事項として記載している。

なお、自己評価による進行状況の基準ごとの項目数は、次のとおりである。

評価	進行状況の基準	大学の教育研究等の質向上	大学経営の改善	合 計
IV	年度計画を上回って実施している	3	1	4
III	年度計画を概ね順調に実施している	34	18	52
II	年度計画を十分に実施できていない	1	2	3
I	年度計画を実施していない	—	—	—
合 計		38	21	59

#### 4 計画の進行状況の総括

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、大学の運営に当たって、教育研究活動の安全確保や学生等関係者の感染防止を最優先に取り組む必要があり、一部の活動を制限・延期するのを余儀なくされた。

- ・前期授業の開始を5月11日まで延期するとともに、5月11日から遠隔授業のみで開始。実験・実習等遠隔では対応が困難な授業は、7月29日から9月中旬にかけて集中的に対面形式で実施。(修士論文や卒業研究、ゼミ活動等は上記に先立って6月中旬から段階的に再開)
- ・遠隔授業期間中(7月28日)まで、学生の構内立ち入りを原則禁止。
- ・留学生の渡航等ができないため、国際交流活動は全面的に停止。
- ・図書情報センターについても、7月28日まで休館(郵送による貸出で対応)。
- ・年間を通じて、本学施設の外部貸出を中止。

また、遠隔授業の実施に伴って使用する教材の電子化や、ソーシャルディスタンスを確保するための講義室の再調整、分割授業に伴う授業の増加など、教職員とともに新たな課題に短期間で対応していく必要に迫られた。

このような混沌とした状況の中、教育・研究活動の確保等に向けて、教職員が連携して令和2年度計画の遂行に取り組むとともに、円滑な遠隔授業のための学内情報ネットワークの拡張整備など新たな課題にも取り組んだ。また、経済的に困難な状況にある学生に対し、本学独自の措置を含む修学支援制度等により支援するとともに、教職員や地域の方々とともに精米や缶詰、野菜などの食糧支援を行うなど、学生が安心して大学生活を送るための支援にも取り組んだ。

また、折り返し地点を迎えた第3期中期計画においても、令和3年4月から始動する教育組織と教員組織の分離(教教分離)や、男女共同参画の推進(全国ダイバーシティネットワークへの参画や「リケジョ」の取組等)などで一定の成果が見られたが、新型コロナウイルス感染症の影響で国際通用性のある人材育成や本学の魅力発信など、成果の進展に課題を抱える項目が見られた。

これらを踏まえ、今後も続くコロナウイルス感染症の影響も考慮して、中期目標・中期計画の目標達成に向けた取組を加速させるとともに、これまでの対応を糧に、本学の将来構想「U.S.P 2025 ビジョン」に掲げる「地域貢献大学のリーディングモデル」と「国際通用性のある知と実践力をそなえた人が育つ大学」の実現に向けて、計画を推進していく。

## 令和2事業年度 実績報告書

I 大学の教育研究等の質向上に関する目標		(1) 教育の質保証・向上に関する目標	
1 教育に関する目標		(1) 教育の質保証・向上に関する目標	
中期目標		1 地域で活躍できる人材育成の強化 地域教育プログラムを充実させることで、地域を理解し課題発見・課題解決力を備えた「変革力」のある人材の育成を強化する。 2 国際通用性のある教育の推進 グローバル化する社会に対応するため、カリキュラム、授業方法、成績評価等の見直しを行い、国際的に通用する教育を実施する。 3 大学院教育の充実 学士課程教育とのつながりを維持するとともに、大学院教育の独自性を明らかにし、広い視野をもった研究者や高度専門職業人を養成する大学院教育の充実を図る。 4 多様な人材の確保 高等学校での教育改革や社会人等の受入れに対応するため、学力や意欲、適性など多様な尺度で評価できる入学者選抜を実施するとともに、優秀な学生を確保するための取組の充実を図る。 5 教育能力の向上および教育環境の整備 教員の教育能力を向上させるため、FD(ファカルティ・ディベロップメント)活動を活発化させるとともに、教育活動を多面的に評価し、その結果を教育の質向上に反映させる。 また、ICTなども活用し、学生が能動的に学ぶ学習環境を整備する。	

中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	重点 計画 番号	令和2年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の 有無	自己評価	評価委員会の評価	備 考
---------------------------	----------------	---------	---------------------	-----------------	------	----------	-----

I 大学の教育研究等の質向上に関する目標を達成するための措置							
1 教育に関する目標を達成するための措置							
(1) 教育の質保証・向上に関する目標を達成するための措置							
1	地域教育プログラムの更なる充実、強化を図り、地域課題の解決に必要なコミュニケーション力、構想力、実践力のある有為な人材を育成する。	1	地域教育プログラムの更なる充実を図るために、地域共生論のテキストに前年度までのPROGテストの結果を反映するとともに、SDGsの視点を取り入れた改訂を行う。	令和元年度までに実施したPROGテストの結果、全体的に本学学生のコンピテンシー能力は高いものがあつたが、一部の学科において低下がみられたことから、学科を専攻している学生が関心のある事項について授業に取り込んだ。また、特に注目されているSDGsについては、令和3年3月にSDGsの章を追加した地域共生論テキストの改訂版を発行した。	III	III	
2	◆PROGテスト(社会で求められる汎用的な能力・態度・志向を測定するテスト)の結果を反映し、平成32年度末に地域共生論のテキストの改訂版を発行する。平成33年度以降は新しいテキストで授業を行う。(平成33年度)	2 再掲 あり	地域人材の育成や地域課題の解決に向けた連携を強化するため、行政や関係団体と新たな協定の締結を行う。	令和2年9月25日に三井不動産と、同年10月2日に高島市と、令和3年3月24日に滋賀県中小企業家同友会と包括連携協定を締結した。本学として「たかしま市民大学」の準備から開校までの支援協力をを行い、滋賀県中小企業家同友会からは近江樂士(地域学)副専攻への講師派遣で協力いただいている。	III	III	
3	各学科で作成した3つのポリシー(ディプロマポリシー(学位授与方針)、カリキュラムポリシー(教育課程の編成・実施方針)、アドミッションポリシー(入学者受入方針))をエビデンスに基づいて不斷に点検し、実質化された国際通用性のあるものにする。	3	令和元年度に見直しを行ったAP(アドミッションポリシー)および選抜方法に基づき、令和3年度入学者選抜試験(令和2年度実施)において、より多面的・総合的な評価を行った。	より多面的・総合的な評価を実現するために、令和3年度入学者選抜試験(令和2年度実施)において志望理由書等を合否判定に活用した。	III	III	

4	国際通用性のある授業を全学的に実施する。  ◆単位の実質化に合わせて付与単位ならびに卒業単位の見直しを行う。(平成35年度) ◆管理栄養士養成施設として環境を再整備する。(平成32年度) ◆Web配信等を利用した授業科目(講義)を10科目以上配置する。(平成35年度)	4 再掲 あり	単位の実質化に関する課題や方策を検討するため、学生の修学実態に関するアンケートの実施に加えて、教員が授業で想定する授業外学修時間の把握を行う。	対面授業を延期した前期には遠隔授業に関するアンケートを、通常授業が可能となった後期には対面授業を前提とするアンケートをそれぞれ実施し、この結果から学生の授業外学習時間の傾向を分析し、オンライン等を活用した1単位45時間の「単位の実質化」の方向性を見出した。	III	III	
		⑤ 再掲 あり	管理栄養士養成施設として再整備する給食経営管理実習室について、次年度以降の改修に向け、設備等の工事着手に必要となる実施設計を行う。	管理栄養士養成施設としての要件を満たすよう現在の実習室についてレイアウトや仕様の見直しを行い実施設計を完了した。	III	III	
5	各専攻で作成した3つのポリシーをエビデンスに基づいて不断に点検し、実質化された国際通用性のあるものにする。	6	令和元年度に見直しを行った大学院のAP(アドミッションポリシー)に基づき、令和3年度入学者にかかる募集要項に反映し、選抜試験を行う。	見直しを行った大学院のAP(アドミッションポリシー)に沿って令和3年度募集要項を作成。選抜試験において、APに基づいた面接等を全研究科で実施、多面的・総合的な評価を行った。	III	III	
6	高度専門職業人養成を含む大学院課程を充実させる。  ◆工学研究科副専攻で履修する社会人学生を延べ12人以上とする。(平成35年度) ◆工学研究科副専攻で新規履修する学生数を10人以上とする。(平成35年度) ◆人間看護学研究科修士課程に助産師養成に関するコースを平成31年度に設置し、それ以降の毎年度、新規履修する学生数を4人とする。(平成31年度)	⑦	大学院教育の充実を図るため、多くの専門分野の共通基盤となる研究倫理、研究方法等に関する科目について、新たに研究科横断推薦科目として開講する。	今年度より、大学院教育において、研究科や専攻の枠を超えて履修を推薦する科目として「全研究科横断推薦科目」を設置し、全研究科の科目配当表に記載した。	有 p19	III	III
7	「学力の3要素」(「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・協働性・多様性」)を測定できるよう入試制度改革を行うとともに、社会人を含む優秀な学生を獲得するための施策を講じる。  ◆一般前期入試での志願倍率について、各学科とも3.0以上とする。(毎年度) ◆「大学入学共通テスト」および「英語4技能外部検定試験」を利用した入試を実施する。(平成32年度) ◆成績上位者(1回生後期以降各学科上位1~2名)の授業料を免除する。(平成35年度)	⑧	令和3年度入学者選抜試験から学部入試においてインターネット出願を導入し、11月の特別選抜から出願受付用システムの運用を開始する。	志願者の利便性を考慮したインターネット出願システムを導入し、特別選抜および一般選抜において問題なく運用を行った。	有 p19	III	III
	高大連携事業等を通じて高校生に本学の魅力を伝え、本学を第1希望とする入学希望者を増やす。  ◆出前講座、実験実習講座、模擬授業等の数を年間延べ65件以上とする。(毎年度)	9	学生の学修意欲を高めるため、学業成績に基づく新たな学生表彰制度により、成績の優秀な学生の表彰を実施する。	令和元年3月末に策定した学生表彰(滋賀県立大学未来人財奨励賞)表彰要綱に基づき、各学年の前期・後期を通じた1年間の学業成績(原則としてGPA数値)が優秀な学生39名に対し、11月26日に表彰状の授与および副賞の贈呈を行った。	III	III	
8		10	高大連携事業に協力する学生サークルの登録者数を増やすとともに、学生サークルの意見を大学見学等の取組の改善に活かす。	新型コロナウイルスの影響により高大連携事業へ学生サークルの活用はできなかつたが、ウェブオープンキャンパスについて学生がスタッフとして加わり、学生のアイデアを反映させたコンテンツの作成作業等の協力を得ることができた。これにより学生参加のもと高校生等に本学の魅力を発信することができた。	III	III	

9	学生が能動的に学ぶための授業環境・自習環境を整備・充実させるとともに教員の授業運営のスキルアップを図る。  ◆授業評価アンケートの「総合的な授業の満足度」の項目について、全学平均ポイント3.2以上(4段階評価)とする。(毎年度) ◆FD活動参加教員の割合を90%以上とする。(毎年度) ◆教職課程を履修する学生を支援するための教職教育センター機能を整備する。(平成32年度)	11	教員の授業運営の改善に向け、自らの教育活動を俯瞰して振り返り、その改善につなげるTP(ティーチング・ポートフォリオ)チャートに関する研修会を開催する。	全学を対象とするTPチャート研修会は、新型コロナ感染症の影響により開催できなかったが、一部の学部では学部独自の取組としてTPチャート研修会をオンラインで開催することができた。一方、コロナ禍による遠隔授業実施のため必要となったTeamsの活用についての研修会を、常勤教員だけでなく非常勤講師も対象に開催するとともに、録画した動画を後から視聴できるようTeamsに掲載した。	有 p19	III	III
10	教育を重視した教育研究組織体制を構築するとともに、学習効果が向上する柔軟な時間割・学期制度を導入する。  ◆教・教分離の新組織体制を開始する。(平成32年度)	12 再掲 あり	教育組織と教員組織を分離した新組織体制の開始に向け、学内に趣旨等の浸透を図るとともに、関係規程の改正等を行う。	教員の配属先調査、研究院予定者会議、研究院長予定者の選考等を経て、令和3年4月1日に必要な規程改正を行い、教教分離の実施準備を進めた。	III	III	
		再掲 (4)	単位の実質化に関する課題や方策を検討するため、学生の修学実態に関するアンケートの実施に加えて、教員が授業で想定する授業外学修時間の把握を行う。	対面授業を延期した前期には遠隔授業に関するアンケートを、通常授業が可能となった後期には対面授業を前提とするアンケートをそれぞれ実施し、この結果から学生の授業外学習時間の傾向を分析し、オンライン等を活用した1単位45時間の「単位の実質化」の方向性を見出した。	III	III	
11	資格取得のための課程それぞれについて存廃を含めて科目内容等を検討し、今後も存続させるものについては、施設・設備も含めた授業内容の高度化を図る。  ◆教職課程を履修する学生を支援するための教職教育センター機能を整備する。(再掲)(平成32年度) ◆看護師、保健師、助産師、管理栄養士の国家試験合格率を100%とする。(毎年度)	13	教職を目指す学生に対して、模擬授業や面接指導等を充実するなど、教職免許取得や教員採用に至るまでの総合的な支援を行う。	教員採用試験受験者には、現場での経験が豊富な元高校教師による個別面接指導を実施し、採用試験合格に向けた支援を行った。11月には、教職を目指す学生を対象に「今日の教育の基本問題」というテーマで外部講師による教職支援研修会を実施した。	III	III	
		◎ 再掲 (5)	管理栄養士養成施設として再整備する給食経営管理実習室について、次年度以降の改修に向け、設備等の工事着手に必要となる実施設計を行う。	管理栄養士養成施設としての要件を満たすよう現在の実習室についてレイアウトや仕様の見直しを行い実施設計を完了した。	III	III	

I 大学の教育研究等の質向上に関する目標											
1 教育に関する目標				(2) 学生への支援に関する目標							
中期目標	<b>6 学生への支援の充実</b> 多様性をもつ個々の学生が安心して充実した学生生活を送れるよう、切れ目がない徹底した学修支援、生活支援を行う。										
	<b>7 就職・キャリア形成支援等の充実</b> 学生が希望する進路の実現に向けて支援体制の強化を図るとともに、ライフステージに応じたキャリア形成支援や健康教育等を実施する。 また、県域の発展に向けて、県内の企業等への就職促進につながる取組を推進する。										
	<b>8 留学支援の充実</b> 学生の留学に対する支援の拡充を図るとともに、海外からの留学生を受け入れるための環境を整備する。										
中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)		重点	計画番号	令和2年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項の有無	自己評価 委員会の評価				
I 大学の教育研究等の質向上に関する目標を達成するための措置											
1 教育に関する目標を達成するための措置											
(2) 学生への支援に関する目標を達成するための措置											
12	個々の学生に対応した、学修・生活上の支援体制や制度および設備を充実させる。  ◆大学全体での授業料減免率を公立大学平均とする。(平成32年度)	◎	14 再掲あり	授業料減免等の修学支援制度について、新制度に関するきめ細かな周知を行うとともに、従前の制度の適用を受けていた在学生に対して経過措置を設けるなど、制度の趣旨に則した運用を図る。	修学支援新制度について、ホームページやUSPoでの周知、郵送での資料配布、電話やメールでの個別説明に加え、後期募集時には後援会広報誌で保護者へ案内するなど制度の周知に努めるとともに、従前の制度の提供を受けていた在学生に対し経過措置を設けたことにより、前年度を上回る支援(減免率:9.8%)につなげることができた。また、遠隔授業の受講に際し、経済的な理由で受講環境の整備が困難である学生に対する支援として、パソコンおよびルーターを整備・貸与を行った。	有 p19	IV	IV			
	キャリア教育や健康教育等を充実させ、学生が卒業後の自身の進路や健康等について考える機会を拡充する。		16	キャリア教育科目等において、経営者や本学卒業生との対話の機会を増やすなど、学生の職業意識を高める機会の充実を図る。	奨学金、授業料減免、クラブ活動の参加状況、成績など、学内で所有する学生の様々な情報を整理し、「どのような情報をどの範囲で共有すれば支援につなげられるのか」等について検討を進めた。		III	III			
					前期授業「地域企業講座」では、オンデマンド形式のため対話の機会を設定できなかったが、授業レポートを学生間で共有することにより意見や情報を交換・共有した。後期授業「地域産業・企業から学ぶ社長講義」では、講義終了後も質問を受け付け、経営者や本学卒業生との対話の機会を広げることにより、学生の職業意識の高揚につなげた。		III	III			

13		17	国内で就職を希望する外国人留学生や海外留学を経験した学生向けの就職支援策を「キャリア教育プログラム」に加えた。また、国内で就職を希望する外国人留学生を対象とした就職ガイダンスを7月11日および12月13日に滋賀大学等との共催でオンライン開催するとともに、11月16日に開催したガイダンスを録画し、学生支援室でいつでも視聴できるようにした。さらに海外留学を経験した学生を対象として、インターンシップを含めた就職ガイダンスを9月23日にオンライン開催し、就職活動を支援した。		III	III	
14	在学生および卒業生に対し、県内就職促進を含め、充実した就職支援を実施する。  ◆学内研究会に参加する県内企業の割合を33%以上とする。(平成35年度) ◆県内就職率を38%以上とする。(平成35年度)	18  19	COC+事業の終了後も、本学独自の取組として、中期インターンシップのほか、地元中小企業の若手社員と交流できる「ジョブ交座」を継続して実施する。  学生の就職活動の長期化等を踏まえ、業界研究会・企業研究会等の開催時期などを見直す。	中期インターンシップ(15日以上)についてはコロナ禍のため学生と受入れ企業のマッチングが成立しなかったが、15日未満のインターンシップについては県内企業等で実施した。ジョブ交座については新型コロナウイルスの影響により対面実施を見送ったが、学生のキャリアの選択肢を広げられるよう、参加を予定していた企業から資料やメッセージを得て、学生に提供した。  学生の更なる参加を促すため、研究会の開催時期を後期定期試験終了後から大手就職情報会社が合同就職説明会を開催する3月第1週目までの間に変更し、学内業界研究会を2月16日から18日までの3日間に90社(内、県内企業33社)を招聘してオンラインで開催した。 また、学生の業界研究の機会を増やすため、滋賀県立大学生生活協同組合との共催で11月23日および2月23日にオンラインによる業界研究セミナーを開催した。 さらに企業を招いて研究会を実施している学科もあり、様々な機会を設け学生の就職支援を実施している。	有 p19	III	III
15	学生の海外への留学・研修・調査・研究等に対する各種支援を充実させる。  ◆留学など(留学、短期研修、調査等) 海外渡航を経験する学生数を年間180名以上とする。(平成35年度)	20	海外での学びを経験する学生を増やすため、前年度から増額した短期海外研修助成金等の支援制度の更なる周知を図るとともに、留学に関する説明会や危機管理セミナーを引き続き開催する。	新型コロナウイルスの影響により、海外への学生派遣をすべて中止にせざるを得ない状況であったが、危機管理セミナーは継続して実施することが必要と考え、遠隔方式で実施した。令和3年度秋季以降の海外派遣については、協定校と連携しつつ準備を行い、派遣学生の選考を進めた。		III	III
16	海外からの留学生・研修生・研究生・研究者等の受け入れ環境および支援体制を充実させる。  ◆留学生の滞在や交流のための環境を整備する。(平成33年度) ◆留学生(私費、交換、研究生等)受け入れ数を年間120名以上とする。(平成35年度)	◎ 21	留学生の滞在や交流のための環境として、施設の整備に限らず、様々な手法を改めて検討し、受け入れ環境全体の整備方針をまとめる。	対象とする学生の範囲を大学間協定により優先的に宿舎を確保する必要がある「交換留学生」とし、受け入れ規模の見直しを行った。留学生宿舎の整備については、現行の民間アパート借上げを基本に大学近くに集約する(現在点在している民間アパートを段階的に集約する)形で整備し、留学生を支援していく方向とした。 地域や日本人学生との交流については、事業の充実を図る。(具体例:留学生による出前講座や市民向けの公開講座。学園祭への出展、オープンキャンパス等での情報発信など)		III	III

I 大学の教育研究等の質向上に関する目標	(1) 研究水準および研究の成果等に関する目標		
2 研究に関する目標			

中期目標	9 特色ある研究拠点の構築	独自性のある研究拠点を構築し、県立大学の強みや特色を活かした戦略的研究テーマに重点的に取り組む。		
	10 研究水準の検証・向上と研究成果の還元	研究分野および内容を検証し改善することにより、研究水準の向上を図る。また、研究成果を地域や国内外へ発信し、社会への還元を図る。		

中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	重点 計画 番号	令和2年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記 事項 の 有無	自己 評価	評価 委員 会の 評価	備 考
---------------------------	----------------	---------	---------------------	---------------------	----------	----------------------	-----

I 大学の教育研究等の質向上に関する目標を達成するための措置							
2 研究に関する目標を達成するための措置							
(1) 研究水準および研究の成果等に関する目標を達成するための措置							
17	本学を特徴づける研究拠点を形成し、戦略的な研究課題を設定して研究を推進する。  ◆平成30年度に研究拠点の形成促進助成制度を整備し、平成31年度から毎年度1件以上の研究拠点を形成する。(平成31年度)	22 再掲 あり	研究コミュニティ形成促進費について、前年度に見直しを行った審査方法に基づいて審査を行い、他大学等との研究者ネットワークを構築して科研費等の大型外部資金の獲得を目指すコミュニティを採択し、支援する。	研究コミュニティ形成促進費において1件の新規申請があつたが、見直しを行った当該研究の申請要件(参加者の半数以上を本学の専任教員とし、その他複数の機関の学外研究者を含むこと。)に該当しないため、不採択となった。		III	III
		② 23 再掲 あり	教育研究高度化促進費(特定課題研究)により、本学が長期的に推進すべきと定めた3つの特定課題に関して、前年度に見直しを行った審査方法に基づいて新たな研究テーマを採択し、3年間を目途に支援する。	前年度に見直しを行った審査方法に基づき、教育研究高度化促進費(特定課題研究)において以下3件の新規採択を行いました。 ・温暖化に起因する全循環の短期化・停止が琵琶湖生態系に及ぼす影響 ・バイオ炭を活用した次世代型水田稻作農法:生態系サービスの向上を目指して ・湖沼保護ガバナンスの日中比較分析:琵琶湖の経験・洞庭湖の社会実験の事例を踏まえて	有 p20	III	III
18	学科毎に定めた研究成果指標に基づいて研究水準の向上に取り組む。  ◆口頭発表と学術誌への査読付き論文掲載数を合わせて年250件以上とする。(毎年度)	24	研究の更なる高度化、活性化を図るために、各学科ごとに、研究の強み等を踏まえた研究成果目標を定める。	学科毎の研究成果目標を定め、研究推進委員会にて報告を行うとともに、各学科委員に対し、令和3年度の研究成果目標をまとめてもらうよう依頼した。		III	III
19	研究成果は、多様な方法で、地域のみならず国内外へ積極的に発信し、産業振興や文化の発展に寄与する。  ◆機関リポジトリについて、毎年度平均25件以上、6年間で150件以上掲載する。(毎年度)	② 25	研究者シーズをマッピングして本学の研究の強みを発信するほか、研究成果の更なる発信に向け、本学の研究者が著した学術論文等について、機関リポジトリを通じてインターネット上で積極的に公開するための方策を検討する。	本学の研究者のシーズを取りまとめ、SDGsの17の目標をマッピングした。このシーズを10月に冊子に製本し、シーズ発表会等での配布、関係機関への送付およびHPへの掲載を通じて学外に向け発信した。 機関リポジトリを通じた論文の公開について、学内の各種セミナーで著作権等の説明をし、公開を促した。科研費および教育研究高度化促進費の令和元年度研究成果報告書を掲載した。	有 p20	III	III

I 大学の教育研究等の質向上に関する目標		(2) 研究実施体制等に関する目標	
2 研究に関する目標			
11 研究実施体制の強化 研究推進に必要な資源を確保し研究基盤を強化するとともに、研究者の育成・支援を図る。			
12 他の機関と連携した研究の推進 国内外の大学や試験研究機関等との連携を充実・強化し、共同研究を推進する。			

中期目標	中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	重点 計画番号	令和2年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項の有無	自己評価	評価委員会の評価	備考
I 大学の教育研究等の質向上に関する目標を達成するための措置								
2 研究に関する目標を達成するための措置								
(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置								
20	研究推進に必要な環境整備と、研究資金の安定的な獲得により研究基盤の強化を図る。  ◆研究活動を一層強化するため(仮)学術研究支援室(URA(ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター)オフィス)を設置する。(平成31年度) ◆科学研究費助成事業(科研費)等の競争的外部資金の獲得件数を年100件以上とする。(毎年度) ◆学際的な研究を推進するための特定研究課題を大学が定め、それを支援する助成制度を整備する。(平成31年度)	◎ 再掲 (23)	教育研究高度化促進費(特定課題研究)により、本学が長期的に推進すべきと定めた3つの特定課題に関して、前年度に見直しを行った審査方法に基づいて新たな研究テーマを採択し、3年間を目途に支援する。	前年度に見直しを行った審査方法に基づき、教育研究高度化促進費(特定課題研究)において以下3件の新規採択を行い支援した。 ・温暖化に起因する全循環の短期化・停止が琵琶湖生態系に及ぼす影響 ・バイオ炭を活用した次世代型水田稲作農法:生態系サービスの向上を目指して ・湖沼保護ガバナンスの日中比較分析:琵琶湖の経験・洞庭湖の社会実験の事例を踏まえて	有 p20	III	III	
21	研究者育成方針に基づく研究者育成の仕組みを整備し、計画的な支援を実施する。  ◆若手研究者向けの支援制度を整備する。(平成31年度)	26	主に若手研究者(大学院生を含む)向けの研究力向上のためのセミナーを開催し、様々な研究支援制度の周知を図るほか、学生向けの研究倫理・情報倫理教育を実施する。	若手研究者向け支援制度として、外部競争的資金獲得のための外部競争的資金再チャレンジ支援事業、科研費等申請アドバイザー制度・研究計画調書閲覧制度の活用により、令和3年度新規応募申請のうち、レビュー件数では「基盤研究(C)」で2件中2件、「若手研究」で2件中1件が、また、研究計画調書閲覧件数では「基盤研究(C)」で7件中2件が採択された。 また、著作権セミナー(WEBセミナー)の開催、文化庁著作権課「学校における教育活動と著作権」リーフレットの配付を行った。学生向けの研究倫理・情報倫理教育として全学年でオリエンテーションを行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止となつたことから、オンラインで資料提供する等の方法で、全学部学科、全研究科専攻で実施した。	IV	IV	令和元年度に整備された若手研究者向け支援制度を活用し、外部競争的資金を獲得したことは、研究者育成方針に基づく計画的な支援に繋がることから評価できる。	
22	社会や地域の求めに応じ、国内外の他の研究機関との連携・交流を図り、共同して研究を推進する。  ◆平成30年度に研究拠点の形成促進助成制度を整備し、平成31年度から毎年度1件以上の研究拠点を形成する。(再掲)(平成31年度)	再掲 (22)	研究コミュニティ形成促進費について、前年度に見直しを行った審査方法に基づいて審査を行い、他大学等との研究者ネットワークを構築して科研費等の大型外部資金の獲得を目指すコミュニティを採択し、支援する。	研究コミュニティ形成促進費において1件の新規申請があったが、見直しを行った当該研究の申請要件(参加者の半数以上を本学の専任教員とし、その他複数の機関の学外研究者を含むこと。)に該当しないため、不採択となった。	III	III		

I 大学の教育研究等の質向上に関する目標 3 地域貢献に関する目標 (1) 地域社会等との連携に関する目標								
中期目標	13 地域社会等との連携の推進 研究や地域活動を通じて地域の様々な主体との連携を強化し、地方創生の実現に向けて地域が抱える課題の解決につながる取組を推進する。							
中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	重点 計画 番号	令和2年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の 有無	自己評価	評価 委員会の 評価	備 考	
I 大学の教育研究等の質向上に関する目標を達成するための措置 3 地域貢献に関する目標を達成するための措置 (1) 地域社会等との連携に関する目標を達成するための措置								
23  地域貢献におけるリエンジン機能を強化し、県をはじめとした行政、経済界、市民団体、県内大学等とSDGsも見据え、全方位的な連携体制を構築する。  ◆平成35年度に地域との連携を促進するワンストップ窓口取扱協力件数を年20件以上とする。(平成35年度)	再掲 (2)	地域人材の育成や地域課題の解決に向けた連携を強化するため、行政や関係団体と新たな協定の締結を行う。	令和2年9月25日に三井不動産と、同年10月2日に高島市と、令和3年3月24日に滋賀県中小企業家同友会と包括連携協定を締結した。本学として「たかしま市民大学」の準備から開校までの支援協力をを行い、滋賀県中小企業家同友会からは近江楽士(地域学)副専攻への講師派遣で協力いただいている。		III	III		
	27	SDGsの地域化の拠点として、大学間や自治体等との連携を図り、SDGsに関わる人材育成やSDGsキャンパス大会の開催等を通じた普及啓発を行う。	びわ湖東北部地域連携協議会や環びわ湖大学・地域コンソーシアム等との連携により、11月21日にキャンパスSDGsびわ湖大会をオンラインで開催し、学生によるコロナ下での活動と活動を通じて学んだことについての報告や知事との意見交換、県内外の団体の参加による小学生から大学生までの様々な活動報告を行った。 前年度412人の参加であったのが、YouTube視聴回数延べ875回と、大会への高い関心を実感するとともに、SDGsに係る普及啓発に成果が得られた。 また、1月から3月にかけて、オンラインにより、SDGsに関連する社会課題をテーマにした映画を題材にして、ゲスト講師を迎える意見交換する連続講座を開催した。	有 p20	IV	IV	キャンパスSDGsびわ湖大会について、コロナ禍においても活動を中心することなく、オンライン開催に変更するなど、SDGsの地域化拠点を目指し、工夫を凝らして実施したことは評価できる。	
	◎ 28	教職員や学生がSDGsの達成を意識して行動できるよう、研究者シーズをSDGsの各目標に関連付けるマッピングのほか、事務局各課の業務や学生による「近江楽座」の活動においてSDGsと関連付けた目標を設定するなどの取組を行う。	教員の研究や地域貢献活動とSDGs目標とを関連付けるマッピングをした研究シーズ集(10月)、地域連携ガイドブック(3月)を発行した。 また、近江楽座の活動や事務局各課の業務についてSDGsと関連付けた目標設定を行い、SDGsの達成に向けた全学的な取組を推進した。		III	III		
24  地域課題解決のための取組を強化し、地域と協働した研究等を通じ地域社会に貢献する。  ◆近江地域学会研究交流大会および各種研究会の参加者数を年間200名以上とする。(平成35年度)	29	学生が主体となって地域活性化を取り組む「近江楽座」の活動について、学外への情報発信を強化し、地域への一層の浸透を図る。	近江楽座活動紹介動画を作成し、大学ホームページ・近江楽座ホームページで発信するとともに、キャンパスガイドのBook in bookやウェブオープンキャンパスを活用して、学生自身によるメッセージを発信した。また、9月からコロナ対策のため中止していた近江楽座の活動を再開し、積極的な広報を行った。 さらに、キャンパスSDGsびわ湖大会で9チームがパネル出展を行い、近江楽座の活動内容を発信した。	有 p21	III	III		

I 大学の教育研究等の質向上に関する目標 3 地域貢献に関する目標 (2) 産学官連携の推進に関する目標								
中期目標	14 産学官連携の推進 ICTの進展等に伴う既存産業の高度化や次世代産業の創出に寄与するため、地域の企業等との連携を強化し、社会情勢の変革にも対応した産学官共同研究を推進する。							
中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	重点 計画 番号	令和2年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の 有無	自己評価	評価 委員会の 評価	備 考	
I 大学の教育研究等の質向上に関する目標を達成するための措置 3 地域貢献に関する目標を達成するための措置 (2) 産学官連携の推進に関する目標を達成するための措置								
25	地域産業の高度化に寄与するため、産学官連携に関わる組織を再編し、産学官共同研究推進を図る仕組みを構築する。  ◆研究活動を一層強化するため(仮)学術研究支援室(URA(ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター)オフィス)を設置する。(再掲)(平成31年度) ◆民間企業および地方公共団体等との受託研究・共同研究契約件数の県内比率を50%以上とする。(毎年度)	① 30 再掲 あり	研究支援や産学連携を強化するため、リサーチ・アドミニストレーター等を研修などに派遣し、専門能力の向上を図る。	リサーチアドミニストレーター協議会年次大会に本学のリサーチアドミニストレーターが参加し、他大学の事例や講演等を聴講したほか、事務職員についてもJSTが実施する目利き人材育成プログラムや近畿経済産業局が実施する技術流出防止管理説明会に参加することにより専門能力の向上を図った。	III	III		
	② 31	産学連携コーディネーターが中心となつて県内企業等と連携を図りながら、全学組織化した地域ひと・モノ・未来情報研究センターにおいて、ICTを活用して地域課題を解決する研究を進め	る。	県内企業等21機関とICTを活用した研究について連携を行い、4つの柱としてスマート農業8件、スマート看護18件、スマート観光10件、スマートファクトリー13件の計49テーマに取り組み、地域課題の解決を図った。	III	III		

I 大学の教育研究等の質向上に関する目標	
3 地域貢献に関する目標	(3) 生涯教育の推進に関する目標

中期目標	15 生涯教育プログラムの充実 幅広い年齢層の学習意欲に対応した教育を推進するとともに、地域での自立的な活動や健康寿命の延伸等につながる生涯教育プログラムの開発に向けた取組を行う。
	16 生涯教育実施体制の整備 地域の多様な人々が学ぶことができる生涯教育拠点として、社会人やアクティブシニアなどを積極的に受け入れるための体制を整備する。

中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	重点 計画番号	令和2年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項の有無	自己評価	評価委員会の評価	備 考									
I 大学の教育研究等の質向上に関する目標を達成するための措置																
3 地域貢献に関する目標を達成するための措置																
(3) 生涯教育の推進に関する目標を達成するための措置																
26  多様な人々の学習意欲に応え、キャリアアップ、地域貢献、健康寿命の延伸等、地域において関心の高いテーマに対応した生涯学習プログラムの充実・開発を行う。  ◆職業実践力育成プログラム(BP)に認定されたプログラムに関して、満足度4以上(5段階評価)の受講者の割合を80%以上とする。(毎年度)	32	多様なニーズを持つ人々の学習意欲に応えるため、近隣の大学間で連携し、生涯学習プログラムを紹介するホームページを開設するなど、情報提供を充実する。	社会人専門講座としてオンライン公開講座をオンデマンドにより実施した。また、びわ湖東北部連携協議会に参加している県内の大学と自治体等で連携し、協議会のホームページに各大学公開講座等の情報や大学間連携の公開講座の掲載を行った。さらに、本学生涯学習ホームページにおいても、近隣大学実施の公開講座情報を掲載し、情報提供の充実を図った。		III	III										
27  「地域ひと・モノ・未来情報研究センター」や生涯学習拠点としての「地域共生センター」等において、地域の多様なニーズに対応した受講者受け入れ体制を整備強化する。  ◆公開講座に関して、満足度4以上(5段階評価)の受講者の割合を95%以上とする。(毎年度)	33	同窓会組織、後援会組織と連携して、公開講座等の受講機会の一層の周知を図るなど、受講者増加につながる取組を強化する。	湖風会ホームページから本学生涯学習ホームページへ閲覧できるよう、本学同窓会組織と連携を行った。また、オンライン公開講座については、湖風会ホームページの「お知らせ」に掲載するとともに湖風会館のカウンターにチラシを配置、湖風会の総務委員会でチラシ配布を行い、周知を図った。後援会については、後援会ホームページにオンライン公開講座情報を掲載し、後援会組織と連携して周知を図った。		III	III										

I 大学の教育研究等の質向上に関する目標	
4 県立大学のブランド力の向上に関する目標	(1) 広報活動の推進に関する目標

中期目標	17 社会に対する広報の効果的な実施 地域貢献活動や研究成果などの県立大学の取組を力強く発信することで多くの人の興味や関心を得るとともに、報道機関への適時適切な情報提供や積極的な情報公開を推進する。
	18 戦略的な入試広報の実施 学内外の媒体を効果的に活用し、受験生やその保護者、高等学校の教員等が求める情報の発信を強化する。

中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	重点 計画番号	令和2年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項の有無	自己評価	評価委員会の評価	備考
I 大学の教育研究等の質向上に関する目標を達成するための措置							
4 県立大学のブランド力の向上に関する目標を達成するための措置							
(1) 広報活動の推進に関する目標を達成するための措置							
28 広報戦略に基づき、教育、研究、地域貢献活動の成果など本学の強みを積極的に発信する。 ◆ホームページ全体へのアクセス数を年間300万件以上とする。(平成35年度)	34	学生広報スタッフを募集し、学生の視点からの写真等により、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)での発信を強化する。	学生広報スタッフには6名の応募があり、キャンパス立ち入り禁止措置が解かれた8月から活動を開始した。学生スタッフとのミーティングでは公式Instagramの目的を共有し、著作権・肖像権の順守など広報スタッフとしての心得を学ぶ機会を設け、学科の授業や教員、クラブ・サークル・近江楽座など、学生目線の写真等を発信した。		III	III	
29 パブリシティ活動を強化するとともに、様々な手法を活用して本学のイメージアップを図る。 ◆新聞掲載件数を年間400件以上とする。(毎年度)	◎ 35	視覚的、メッセージ性のある紙面により、本学の魅力をわかりやすく伝えられるよう、大学案内(キャンパスガイド)を全面的にリニューアルする。	新型コロナウイルス感染症の影響により撮影が難航した部分もあったが、写真で視覚的に魅力を伝える冊子としてリニューアルを完了した。	有 p21	III	III	
30 学内外の媒体を活用し、各ステークホルダーに向けた適時・適切な入試情報を発信するなど、戦略的な入試広報を展開する。 ◆進学相談会・進学フェアでの接触人数を年間1,100人以上とする。(毎年度) ◆オープンキャンパス参加者に対するアンケートで、本学を進学第1希望とする割合を40%以上とする。(平成35年度)	36	オープンキャンパスについて、前年度の来場者アンケートの結果から満足度の低かった点を検証し、プログラムや運営方法の改善を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響により、対面からウェブへ開催方法の変更を行った。ウェブオープンキャンパスは8月31日に開設、ウェブ上でアンケートを実施、ほとんどの回答者が「わかりやすい」「興味を持った」と答えた。その他、「講義や実習の様子をもっと知りたい。」「授業風景を見学したい。」等の要望を踏まえ、今後の改善に繋げていく。	有 p21	III	III	

I 大学の教育研究等の質向上に関する目標 4 県立大学のブランド力の向上に関する目標		(2) 広報推進体制の強化等に関する目標					
中期目標	19 広報推進体制の強化等 大学の理念等を共有するためのUI(ユニバーシティ・アイデンティティ)活動を推進するとともに、教職員の情報発信意識の向上を図り、全学的な広報推進体制を強化する。						
中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	重点 計画 番号	令和2年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の 有無	自己評価	評価 委員会の 評価	備 考
I 大学の教育研究等の質向上に関する目標を達成するための措置							
4 県立大学のブランド力の向上に関する目標を達成するための措置							
(2) 広報推進体制の強化等に関する目標を達成するための措置							
31 UI(ユニバーシティ・アイデンティティ)活動を推進し、大学の理念等の一層の浸透を図るため広報戦略を開拓する。  ◆平成32年度に大学グッズを制作し、販売を開始する。(平成32年度)	37	大学生協と連携して、新たな大学オリジナルグッズを制作し、販売を行う。	大学オリジナルグッズの制作・販売に向けて、大学(デザイン)と生協(制作・販売)で役割分担の上、学内でグッズ案を募集し、生協と協議しながら商品化可能なグッズ案の絞りこみを行った。しかしながら大学生協より新型コロナウイルス感染症の影響による経営悪化により時期をあらためて検討したいとの申し出があり、今年度中の販売は見送ることとなつた。		II	III	
32 教職員の広報マインドの徹底と広報室を核とした全学的な広報体制を強化する。  ◆資料提供件数を年間100件以上とする。(毎年度)	38	より幅広い観点から広報効果を分析するため、広報活動に関する新入生向けアンケートの内容を見直す。	これまでのアンケートになかった「本学を初めて知った時期」「初めて知ったきっかけ」を問う設問を追加するなど見直しを実施し、4月に入学した新入生に向けてアンケートを行つた。集計・分析した結果を広報委員会で共有し、次回キャンパスガイドの内容検討の際など広報活動のなかで活用した。		III	III	

## I 大学の教育研究等の質向上に関する特記事項

### 【 教育 】

#### 1 研究科横断推薦科目の開講（計画番号 7）

広い視野を持った研究者や高度専門職業人を養成する大学院教育の充実を図るために、研究科や専攻の枠を超えた研究者育成に共通する推薦科目として、「環境倫理特論」、「科学的和文作文法」などの科目を「全研究科横断推薦科目」として開講し、研究者としてのスキルの向上を図った。

科目名	開講期	単位数
環境研究倫理特論	後期	2
研究方法論	前期	1
テクニカルコミュニケーション	前期	1
総合工学セミナー	後期	1
科学的和文作文法	後期	1

#### 2 学部入試におけるインターネット出願の導入（計画番号 8）

受験生の利便性の向上や入試業務の効率化を図るため、令和 3 年度学部入試（一般選抜試験、特別選抜試験）より、インターネット出願の運用を開始した。令和 2 年 10 月 30 日に専用のサイトを開設し、新型コロナウイルス感染症の影響により対面実施を取りやめたWEBオープンキャンパスのサイトにリンクさせるなど、受験生確保に努めた。

#### 3 コロナ禍に対応した授業運営（計画番号 11）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和 2 年 4 月 7 日から大阪、兵庫を含む 7 都府県を、また 4 月 16 日からは全国を対象とする緊急事態宣言が発令されたため、危機対策本部員会議において、4 月 8 日に予定していた前期授業の開始を 5 月 11 日まで延期するとともに、再開後は遠隔授業（オンライン形式）で実施することを決定した。授業の開始に当たっては、遠隔授業で可能な科目と対面授業が必須な科目とに区分し、遠隔授業が可能な科目を先行して実施するとともに、実験・実習等対面で行う必要がある科目は、7 月 29 日から 9 月上旬にかけて集中的に行うことで、学生の修学機会を確保した。

授業運営改善のために予定していた全学を対象とする TP チャート研修会は、新型コロナ感染症の影響により開催できなかつたが、一部の学部では学部独自の取組として TP チャート研修会をオンラインで開催することができた。一方、コロナ

禍による遠隔授業実施のため必要となった Teams の活用についての研修会を常勤教員だけでなく非常勤講師も対象に開催するとともに、録画した動画を後から視聴できるよう Teams に掲載した。

#### 4 授業料減免等の新たな修学支援制度の運用等（計画番号 14）

令和 2 年度から実施された高等教育修学支援新制度について、大学ホームページや学務事務システム（U S P O）、後援会の広報誌等で学生や保護者に広く周知したことや、従前の制度の提供を受けていた在学生に対し経過措置を設けたことで、授業料減免率が前年度を上回る多くの学生（約 9.8%）の支援につなげることができた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で世帯収入・アルバイト収入が大幅に減少するなど、大学等での修学の継続が困難になっている学生等への支援策である学生支援緊急給付金についても、ホームページ等で周知するなどにより、学生支援に努めた。

その他、遠隔授業の導入に当たり、学生のインターネット環境や受講にかかる機器の調査を行うとともに、経済的な理由で受講環境の整備が困難な学生を支援するため、P C やルーターを整備し、貸し出しを行った。

#### 5 コロナ禍における就職活動への支援（計画番号 18・19）

新型コロナウイルス感染症は、学生の就職活動にも大きな影響を及ぼした。

協定型インターンシップについては、当初、受け入れ可能な企業・団体は 99 社であったが、夏季休業期間中に実習・実験系の授業を集中的に実施したことや、感染拡大を受け募集開始後も企業・団体等で中止や変更が続いたことから、インターンシップの実施は例年になく厳しい状況となった。このような背景の中、中期インターンシップ(15 日以上)については、学生と受入れ企業のマッチングが成立しなかつたが、15 日未満のインターシップについては、県内企業等で 26 名の受け入れが実現した。

また、今年度の学内業界研究会については、新型コロナウイルス感染症の感染防止のためオンラインで開催した。学生の参加機会を増やすため、学生が参加しやすくなるよう開催時期の見直しを行い、後期定期試験期間終了後から大手就職情報会社が合同就職説明会を開催するまでの間となる 2 月 16 日から 18 日の 3 日間において、90 社（内、県内企業 33 社）を招聘して開催した。さらに、滋賀県立大学生活協同組合との共催で 11 月 23 日および 2 月 23 日にオンラインによる業界研究セミナーも開催した。

## 【研究】

### 1 本学が長期的に推進する特定課題に関する研究テーマの支援（計画番号 23）

研究活動を活性化し、本学の強みや特色を生かした戦略的研究テーマに取り組むため、学内の公募型研究費助成制度において令和元年度から「教育研究高度化促進費」に「特定課題研究」の区分を設け、本学が長期的に推進すべき学際的な研究課題に対する助成を開始した。令和 2 年度においても「琵琶湖モデル構築」

「健康寿命延伸」「地域課題解決」の 3 つを特定課題として募集を行い、「温暖化に起因する全循環の短期化・停止が琵琶湖生態系に及ぼす影響」、「バイオ炭を活用した次世代型水田稻作農法：生態系サービスの向上を目指して」および「湖沼保護ガバナンスの日中比較分析：琵琶湖の経験・洞庭湖の社会実験の事例を踏まえて」の 3 つの研究課題を採択し、3 年間を目途に支援することとした。

### 2 研究者シーズのマッピングによる本学の研究の強みの発信（計画番号 25）

本学教員の研究テーマや共同研究できる課題等について、期待される応用分野や商品・ビジネスのイメージ、共同研究の成果等をまとめた本学の研究シーズ集の発行に当たり、令和 2 年度は各研究シーズを S D G s の 17 の国際目標にそれぞれ位置づけ、各教員の研究テーマを S D G s の目標ごとに括り、俯瞰できるようにマッピングし可視化した。シーズ発表会等での配布、関係機関への送付および H P への掲載を通じて学外に向け情報発信した。



[ 研究シーズ集へのマッピングの例 ]

## 【地域貢献】

### 1 S D G s の推進に関する取組（計画番号 27）

開学以来、「地域に根差し、地域に学び、地域に貢献する」大学を目指す本学では、平成 30 年に S D G s 宣言を行って全学的に取組を進めるとともに、キャンパス S D G s びわ湖大会を毎年開催してきた。

令和 2 年度は、コロナ禍の中であり YouTube Live 利用によるオンラインで、11 校の学生達が参加し、「『子ども・若者』と『大人』がともに歩む S D G s への 10 年」をテーマに、令和 2 年 11 月 21 日に開催した。

第 1 部では、『コロナ禍からの学びをミライに生かす「あつまれ！がくせいの森』として、新型コロナウイルス感染症によって活動が制限される状況の中で、学生たちが直面した影響や、状況を改善すべく行動について報告があり、それを踏まえ滋賀県知事と意見交換を行った。

また、第 2 部では、全国の学校で S D G s の学びを支援する、一般社団法人 Think the Earth 理事の上田壮一氏の基調講演を、第 3 部では県内外の小学生から大学生までが S D G s に向けた活動報告を行う『『子ども・若者』マイプロジェクト報告』が行われた。

YouTube 視聴回数も延べ 875 件となり、S D G s に係る普及啓発やネットワークの構築に一定の成果が得られた。



[ キャンパス S D G s びわ湖大会 ]

## 2 コロナ禍における近江楽座活動（計画番号 29）

「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」をモットーに掲げる本学で、学生が地域の課題解決に取り組む課外活動である「近江楽座」については、新型コロナウイルス感染症の影響により活動募集を見送っていたが、令和 2 年 8 月に感染防止対策の徹底などを盛り込んだ「新型コロナウイルス感染拡大防止のための近江楽座活動指針」を策定した。この指針を遵守することを要件として、令和 2 年度の活動募集を行い、20 件のプロジェクトが採択された。各プロジェクトは、感染防止対策を講じ、WEB 等も活用した活動により地域課題の解決に取り組んだ。

### 【 県立大学のブランド力の向上 】

#### 1 キャンパスガイドの全面的リニューアル（計画番号 35）

受験生および保護者の方を対象とした本学の案内誌である「滋賀県立大学大学案内（キャンパスガイド）」については、平成 26 年度の作成後 5 年が経過し、大学をとりまく情勢および高校生の情報収集方法も大きく変化したことから、全面的にリニューアルを行った。

今回のリニューアルに当たっては、学生を対象としたアンケートなどから写真やイラストなどビジュアルでひきつけることを重視するとともに、高校生が親近感・共感を抱く楽しい雰囲気とするため、在学生のインタビューを多く取り入れるなどの工夫を行った。また、構成を変更するなどによりページ数を削減し、各ページに掲載された QR コードから WEB に誘導するなど、HP との連携により本学の魅力を多面的に発信することができた。



[ キャンパスガイド 2021 ]

## 2 WEB オープンキャンパスの実施（計画番号 36）

令和 2 年度におけるオープンキャンパスについては、7 月 18 日・19 日に開催することとして準備を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、高校生および保護者等の健康・安全面を確保する観点から、対面による開催を取りやめ、「滋賀県立大学WEB オープンキャンパス 2020」として令和 2 年 8 月 31 日にサイト上に開設した。

WEB での開催に当たっては、動画による理事長からの大学紹介ムービーや大学 HP とリンクした学部・学科案内のほか、ドローンで上空から撮影したキャンパス全景や、キャンパス内を学生が案内する動画によりキャンパスを体感する「キャンバスツアーア」のコーナーを作成、入試情報のコーナーには同じく今年度より開設したインターネット出願サイトへのリンクを設けるなど、受験生を対象に本学の魅力を発信した。



[ WEB オープンキャンパス開設サイト ]

(上：トップページ、下左：キャンバスツアーア、下右：入試・就職情報)

II 大学経営の改善に関する目標	
1 業務運営の改善に関する目標	(1) 組織運営の改善等に関する目標

中期目標	20 組織の見直し・改善 社会の変化に対応するため、柔軟に教育研究組織の編成の見直し・改善を行うとともに、教育研究活動の活性化や支援体制の充実を図る。また、大学間連携についても更に進める。
	21 人権意識の向上 ハラスメントや人権侵害を防止するため、人権研修等を通じて学生や教職員の人権意識の向上を図る。
	22 働き方改革等の推進 ワーク・ライフ・バランスを実現するための働き方改革や女性活躍の推進に積極的に取り組み、男女共同参画を総合的に推進する。

中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	重点 計画番号	令和2年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の有無	自己評価	評価委員会の評価	備考
---------------------------	------------	---------	---------------------	-------------	------	----------	----

II 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置							
1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置							
(1) 組織運営の改善等に関する目標を達成するための措置							
33	社会情勢の変化に対応し、柔軟に教育研究組織、事務組織の見直しを行うとともに大学間連携を更に推進する。  ◆教・教分離の新組織体制を開始する。(再掲)(平成32年度) ◆地域ひと・モノ・未来情報研究センターを全学の附属施設とする。(平成32年度)	再掲 (12)	教育組織と教員組織を分離した新組織体制の開始に向け、学内に趣旨等の浸透を図るとともに、関係規程の改正等を行う。	教員の配属先調査、研究院予定者会議、研究院長予定者の選考等を経て、令和3年4月1日に必要な規程改正を行い、教教分離の実施準備を進めた。		III	III
34	教育研究活動の活性化等に資するため、教育研究支援体制を充実する。  ◆研究活動を一層強化するため(仮)学術研究支援室(URA(ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター)オフィス)を設置する。(再掲)(平成31年度)	再掲 (30)	研究支援や産学連携を強化するため、リサーチ・アドミニストレーター等を研修などに派遣し、専門能力の向上を図る。	リサーチアドミニストレーター協議会年次大会に本学のリサーチアドミニストレーターが参加し、他大学の事例や講演等を聴講したほか、事務職員についてもJSTが実施する目利き人材育成プログラムや近畿経済産業局が実施する技術流出防止管理説明会に参加することにより専門能力の向上を図った。		III	III
35	障害者差別解消法に的確に対応するとともに、ハラスメント防止や人権意識を向上するため、研修の充実や環境整備を行う。  ◆人権研修参加率は100%を目指す。(毎年度)	40	ハラスメント防止対策の強化にかかる法令改正を受けて、ハラスメント防止指針の見直しを行う。	令和2年11月の国および県の指針策定通知を受け、ハラスメント関係規程等の見直しを行い、令和3年4月1日から適用することとした。		III	III

36	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を着実に実施とともに、教職員が仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境を整備する。	41 再掲 あり	次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を兼ねた新たな男女共同参画推進計画について、多様な方法により周知を図り、子育て関連休暇等の取得促進に取り組む。	令和2年4月1日から計画期間を5年とする「滋賀県立大学男女共同参画推進計画」を発効するとともに、「子育て応援ハンドブック」の見直しを行い10月に公開した。また、令和3年4月から導入予定の、子育て支援、介護支援などの対象となる家族と取得可能な休暇等をカード化した「子育て等支援カード」の検討および準備を進めた。	III	III
	◆次期一般事業主行動計画を平成32年4月に施行する。(平成32年度) ◆時間外勤務時間数を事務局職員1人あたり年間200時間以下とする。(平成31年度) ◆年次有給休暇取得日数を教職員1人あたり年間14日以上とする。(平成31年度)	◎ 42	ワークライフバランスの実現のため、年次有給休暇の計画的取得、夏季休暇の取得期間の拡大など、休暇取得を促進する取組を総合的に進める。	年度当初に各職員に年次有給休暇の取得予定届の提出を求め、職員の意識付けとともに所属長の把握を容易にし、8月末および10月初旬に各所属長に対し未取得者の勧奨を徹底した。また、夏季集中休暇を8/11から8/14とし、通常でも9連休を可能とした。併せて夏季特別休暇の取得期間を6月から9月までの4ヵ月間に拡大し、休暇の取得促進を図った。さらにコロナ禍対応と併せて年末年始の行事を省力化・簡素化し、年末年始に休暇を取得しやすいようにした。	有 p32	III III
37	男女共同参画推進計画、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の着実な実施など男女共同参画を総合的に推進する。  ◆教員全体に占める女性教員の割合を30%以上とし、全ての学部に女性教員を任用する。(平成32年度) ◆女性役員を任用する。(第3期中期計画期間内)	再掲 (41)	次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を兼ねた新たな男女共同参画推進計画について、多様な方法により周知を図り、子育て関連休暇等の取得促進に取り組む。	令和2年4月1日から計画期間を5年とする「滋賀県立大学男女共同参画推進計画」を発効するとともに、「子育て応援ハンドブック」の見直しを行い10月に公開した。また、令和3年4月から導入予定の、子育て支援、介護支援などの対象となる家族と取得可能な休暇等をカード化した「子育て等支援カード」の検討および準備を進めた。	III	III
		43	新たな男女共同参画推進計画に基づき、女性教員の割合を高めるための取組を進める。	JST次世代育成事業「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」の支援を受けて工学部で「集まれ！未来で輝くクリエーター系女子in滋賀」を企画実施した。 また、女性限定の教員公募を行うとともに、全国ダイバーシティネットワーク(OPENeD)に参画し、女性研究者活躍促進に向けた環境整備等に取り組む機関として認定された。 女性教員比率は、第3期中期計画初年度の平成30年度末には28.6%であったが、令和2年度末には31.7%となった。	IV	IV

II 大学経営の改善に関する目標	
1 業務運営の改善に関する目標	(2) 人事制度の改善等に関する目標

中期目標	23 人事制度の改善 適正な定員管理のもと優秀な教職員を確保するとともに、教職員の評価制度を整備し、公正かつ適正な処遇を行う。
	24 教職員の資質・能力向上 教職員の資質向上と能力開発を総合的に推進するとともに、教職協働を一層推進する。

中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	重点	計画番号	令和2年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項の有無	自己評価	評価委員会の評価	備 考
---------------------------	----	------	---------	---------------------	---------	------	----------	-----

II 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置								
1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置								
(2) 人事制度の改善等に関する目標を達成するための措置								
38	第3期人事計画を策定し、適正な定員管理を行うとともに、優秀な教員・事務職員を確保する。  ◆事務職員の法人職員比率を60%とする。(平成35年度)	44	教育組織と教員組織を分離した新組織体制に対応した人事計画を策定する。	令和3年4月の教教分離の実施に伴う第3期人事計画の改正を行った。		III	III	
39	事務職員の能力発揮度、業績を適切に評価する制度を整備し、公正かつ適正な処遇を行う。  ◆法人職員の評価制度を実施する。(平成30年度)	45	法人職員(事務職員)について、人事評価制度の給与への反映を実施する。	事務局職員を対象にした制度の説明会の実施、教職員組合との協議を経て、令和3年度から実施することとした。		III	III	
40	教員の評価制度を整備する。  ◆教員の自己評価を基にした評価制度を構築する。(第3期中期計画期間内)	46	他大学における教員の業績評価や年俸制等の導入事例を踏まえ、本学における教員の評価制度のあり方を検討する。	教教分離後に教員が所属する研究院に置かれる研究院長の役割の1つに「教員評価」を位置付けた。		III	III	
41	教員、事務職員および役員の資質向上と能力開発を図るとともに、教職協働を一層推進する。  ◆教職協働によるFD・SD研修会参加率を40%以上とする。(毎年度)	47	学内の様々な課題等に対応した研修機会を設けるとともに、新任の教職員が本学に関する理解を深められるよう、採用時の研修内容等を見直す。	採用時研修については、業務内容ごとに新型コロナウイルス感染予防を講じて、実施した。		III	III	
42	人材育成方針を見直し、キャリアパスと研修を組み合わせ、事務職員の資質向上・能力開発を総合的に推進する制度を整備する。  ◆職員の新たな能力開発制度を施行する。(平成31年度)	48	学内で開催される様々な研修や関係機関等の研修の計画を取りまとめ、日程等を早期に示すことで、職員の受講意識を高め、計画的な参加を促す。	事務局職員の派遣交流研修を再開し、滋賀県教育委員会高校教育課に1名を派遣し、3月17日に職員向けの理事長講話と併せて研修成果の発表を行った。また、外部研修については、中止やオンライン開催など実施機関からの情報を収集・共有し、開催される研修への参加を促した。		III	III	

II 大学経営の改善に関する目標	
2 財務に関する目標	(1) 財政基盤の強化等に関する目標

中期目標	25 財政基盤の強化
	将来にわたって持続的、発展的に経営できるよう、寄附を含めた外部資金の積極的な獲得に努め、財政基盤の強化を図る。
26 財源分配の重点化	コスト意識を持ち合理化、効率化を進めるとともに、長期的な展望に基づく重点的、戦略的な資金配分を行う。

中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	重点 計画 番号	令和2年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記 事項 の 有無	自己 評価	評価 委員 会の 評価	備 考
---------------------------	----------------	---------	---------------------	---------------------	----------	----------------------	-----

II 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置							
2 財務に関する目標を達成するための措置							
(1) 財政基盤の強化等に関する目標を達成するための措置							
43	◎	49	教育研究等の質向上や施設・設備の維持管理などのほか、新たに対応すべき課題等に必要となる経費を取りまとめ、予算の獲得に向けて県と協議する。	令和3年度に実施する、 ・管理栄養士養成施設整備工事 ・備品整備(有機微量元素分析装置、ATC付立形NCフライス盤) ・ガス検知設備の更新 ・SDGs事業、ICTセンター事業 等の事業に必要な予算を確保した。 また、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費に対し、県の新型コロナウイルス感染症対策環境整備補助金を活用すべく、県と協議を行い、令和2年度事業の財源として約6億3千4百万円を確保した。 ・飛沫感染防止のための遮蔽板設置 ・ネットワーク環境の整備 ・衛生環境の整備(トイレ改修) ※令和3年度に繰越。 ・複数の教室に分散して授業を実施するためのAV機器改修(令和3年度も継続して改修を進める)	有 p32	III	III
		50	未来人財基金への継続的な寄附が得られるよう、前年度に検討した新たな方策により、更なる寄附金獲得を図る。	未来人材基金については、これまで単年度限りの企業等からの寄附が多く、継続して寄附をいただくことは困難な状況であり、継続的な学生支援のために、寄附の集め方や使途の効果的な周知・PRなど、寄附金の増額を目指してきたところである。 年度末における募金総額は3千4百万円余りで、目標額は未達成であるが、継続的な寄附金獲得に向け、今後取り組む方策を検討した。 ・毎月、毎年指定した時期に継続して寄附ができるシステムの導入 ・遺贈、相続財産による寄附の受入 ・ホームページ、パンフレットの記載内容の見直し ・寄附いただいた企業等への学生と直接接する機会の提供 ・同窓会、後援会との連携強化 等		II	II

44	長期的な財政見通しのもとに、先進的・創造的な分野等への重点的な資金配分や、戦略的な資金配分を行い、教育、研究、地域貢献の環境を整備する。  ◆目的積立金を効果的に充当し、経常費用に占める教育経費の割合が類似の公立大学の平均に達するよう重点的に資金配分する。(平成35年度)	◎ 再掲 (14)	授業料減免等の修学支援制度について、新制度に関するきめ細かな周知を行うとともに、従前の制度の適用を受けている在学生に対して経過措置を設けるなど、制度の趣旨に則した運用を図る。	修学支援新制度について、ホームページやUSPoでの周知、郵送での資料配布、電話やメールでの個別説明に加え、後期募集時には後援会広報誌で保護者へ案内するなど制度の周知に努めるとともに、従前の制度の提供を受けていた在学生に対し経過措置を設けたことにより、前年度を上回る支援(減免率:9.8%)につなげることができた。また、遠隔授業の受講に際し、経済的な理由で受講環境の整備が困難である学生に対する支援として、パソコンおよびルーターを整備・貸与を行った。	有 p19	IV IV	修学支援新制度について、積極的かつきめ細かな周知や個別説明を行うなどした結果、利用者が前年度を上回り、支援の充実につなげたことは評価できる。また、コロナ禍における遠隔授業実施にあたっての学修環境の整備は、学生の学ぶ機会を保障するためには不可欠なものであり、中期計画に掲げる学修・生活上の支援体制の充実に資するものとして評価できる。
45	契約方法や契約内容の見直し、他大学等との共同調達等による業務の効率化や経費の削減を進める。  ◆入札・契約方法の改善および他大学との共同調達品目の拡大について、合わせて10項目以上の改善を行う。(平成35年度)	51	電気・ガスの経費削減のため、競争入札による調達を含め、契約方法の見直しを検討する。	電気・ガスについて、経費節減のための契約方法を比較検討し、競争入札で調達する方針とした。 入札実施時期等について、引き続き検討することとした。	III	III	

II 大学経営の改善に関する目標		(2) 施設設備等の整備・活用に関する目標							
中期目標	27 施設設備等の整備・活用	大学施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減、環境負荷の低減やユニバーサルデザイン化に対応するため、施設設備の計画的な更新・改修を実施するなど、大学資産の効果的、効率的な活用を図る。							
	中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	重点	計画番号	令和2年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項の有無	自己評価	評価委員会の評価	備考
<b>II 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置</b>									
<b>2 財務に関する目標を達成するための措置</b>									
<b>(2) 施設設備等の整備・活用に関する目標を達成するための措置</b>									
46	「学舎長寿命化のための長期保全計画」を踏まえ県と協議し、ライフサイクルコストや環境負荷の低減、ユニバーサルデザインへの対応も考慮した計画的な施設・設備の更新・改修を実施する。  ◆「学舎長寿命化のための長期保全計画」に係る県との協議に基づき、計画的に施設・設備の更新・改修を実施する。 ◆学舎のすべての照明機器をLED化する。(平成35年度)	52		教育研究備品の計画的な更新のほか、教育研究環境の高度化等にも対応できるよう、教育研究備品の新たな整備計画をまとめる。	各学部から要望一覧を聴取し、可能な限り更新または新たに整備することを目標に、各学部毎に資料を作成したが、優先順位の調整が必要であることから、整備計画としてまとめるまでには至っていない。		II	II	教育研究設備の新たな整備計画をまとめるという計画に対して、要望一覧の作成のみでは、計画を十分に実施できたとは言えない。
47	学内施設、用地の利用状況を把握、分析し、効果的効率的な活用を行う。  ◆学内の低利用地について、有効利用を図る。(平成35年度)	53		人間看護学部棟に隣接する低利用地について、学内での使用を優先に利活用策を検討する。	有効な利活用策を策定するために、将来の変化(本学の目標)に対応するために必要となる大学施設等、複数の基本計画案を作成した。		III	III	

II 大学経営の改善に関する目標	(1) 自己点検・評価の実施等に関する目標		
3 自己評価等に関する目標			

中期目標	28 自己点検・評価の実施等	自己点検・評価を着実に実施し、その結果を公表とともに、認証評価、法人評価等の結果と併せて大学運営の改善に活用し、大学の質の維持・向上を図る。		
	29 データに基づく大学運営の推進	学内外のデータを収集・分析し、その結果に基づく効果的、戦略的な大学運営を推進する。		

中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	重点 計画 番号	令和2年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記 事項 の 有無	自己 評価	評価 委員 会の 評価	備 考
---------------------------	----------------	---------	---------------------	---------------------	----------	----------------------	-----

II 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置							
3 自己評価等に関する目標を達成するための措置							
(1) 自己点検・評価の実施等に関する目標を達成するための措置							
48	自己点検・評価等を着実に実施し、その結果を大学運営に反映し改善につなげる全学的なPDCAサイクルを構築する。  ◆大学の評価指標を活用した自己点検・評価にかかるシステムを多面的評価に活用し、全学のPDCAサイクルを体系化する。(平成33年度)	54	令和4年度の認証評価の受審を見据え、大学の評価指標となるデータの収集を行うとともに、大学運営における課題の認識や改善を通してPDCAサイクルが効果的に機能するよう、学内向けのデータ集を作成して共有する。	令和4年度の認証評価に向けて、既に受審している他大学から情報収集を行った。また、大学の評価指標となるデータの収集を行い、学内向けデータ集を作成し、大学運営に反映できるよう役員間で共有した。		III	III
49	学内の意思決定や各種評価、教育研究活動の活性化に資するため、IR(インスティテューション・リサーチ)の仕組み作りを行うとともに、データの収集・分析結果に基づく効果的、戦略的な大学運営を推進する。  ◆データに基づく大学運営を推進するため(仮)評価情報分析室(IRオフィス)を設置する。(平成32年度)	◎ 55	「IR推進室」を設置し、IRシステムを利用してデータの可視化を行うことで、教学面を中心に、大学運営における課題の把握、施策立案等に活用する。	令和2年4月より、評価担当理事を室長とした理事長直轄の組織である「IR推進室」を設置した。コロナ禍による遠隔授業の導入に伴って、遠隔授業に関するアンケートの可視化を行い、課題等を分析し、今後の授業等の検討材料として情報共有した。	有 p32	III	III

II 大学経営の改善に関する目標		(1) 法令遵守に基づく大学運営の推進に関する目標								
中期目標	30 法令遵守に基づく大学運営の推進 教職員のコンプライアンス意識の徹底を図り、法令遵守に基づく大学運営を推進する。									
中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	重点 計画 番号	令和2年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記事項 の 有無	自己評価	評価 委員会の 評価	備 考			
II 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置										
4 その他の業務運営に関する目標を達成するための措置										
(1) 法令遵守に基づく大学運営の推進に関する目標を達成するための措置										
50	教職員のコンプライアンス意識を徹底し、法令遵守に基づく大学運営を推進する。  ◆コンプライアンス研修参加率は100%を目指す。(毎年度)	56	法令遵守に基づく大学運営の推進のため、コンプライアンスに関する通報制度について、運用例を踏まえて見直しを行う。	「公立大学法人滋賀県立大学コンプライアンス通報に関する要綱」について、これまでの運用例を踏まえて、通報の流れを整理し、必要な改正を行った。 管理監督者向けのコンプライアンス研修会を対面により11月に、また一般教職員向けの研修会はオンラインにより12月にそれぞれ行った。また、コロナ禍による状況変化に対応したコンプライアンス自己申告書の提出を求め、意識の徹底に努めた。		III	III			

II 大学経営の改善に関する目標	
4 その他の業務運営に関する目標	(2) 安全管理体制の充実等に関する目標

中期目標	31 安全管理体制の充実 学生や教職員が安心して活動できるよう、安全管理および危機管理体制を強化する。
	32 情報管理体制の充実 個人情報の保護を徹底し、情報セキュリティ体制の強化を図る。

中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	重点 計画 番号	令和2年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記 事項 の 有無	自己 評価	評価 委員 会の 評価	備 考
---------------------------	----------------	---------	---------------------	---------------------	----------	----------------------	-----

II 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置							
----------------------------	--	--	--	--	--	--	--

4 その他の業務運営に関する目標を達成するための措置							
----------------------------	--	--	--	--	--	--	--

(2) 安全管理体制の充実等に関する目標を達成するための措置							
--------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

51	安全管理および災害等を想定した危機管理体制の充実強化を図る。  ◆(仮)危機管理連絡調整会議を設置する。(平成30年度) ◆情報ネットワークシステム更新において重要データの外部保存を実施する。(平成31年度) ◆大規模災害発生時に学内にて1日以上の自給可能な備蓄品を装備する。(平成33年度)	57	災害・事故等のリスク要因を踏まえ、これらの事象の発生時に適切に対応できるよう、業務継続計画を策定する。	滋賀県や他大学の業務継続計画を参考に、自然災害等を対象とする業務継続計画を策定した。	III	III	
		58	学内の防犯・安全確保のため、前年度に行った必要箇所等の調査結果を踏まえ、人感センサー照明の整備を順次進める。	調査結果に基づき、照度不足解消と防犯カメラ映像が鮮明になるよう自転車や車両の進入ゲート部分に高照度タイプの照明器具を設置した。(A、C～Fゲート)			

52	情報管理体制を充実させ、情報技術の高度化にも適切に対応した情報セキュリティ対策および個人情報保護のための取組を強化する。  ◆平成31年度実施の情報ネットワークシステム更新および平成32年度実施の情報基盤システム更新において情報セキュリティと個人情報保護のための対策を強化する。(平成32年度)	59	情報セキュリティの向上を図るため、情報基盤システムの更新に合わせて、学内の電子メールシステムをクラウドサービスを活用して更新する。	情報基盤システムの更新に当たり、メールシステムをクラウド化することで常に最新のセキュリティ状態が維持でき、また、システム機器の統合等によりシステムを一元管理することで、プログラムの不具合などのセキュリティホールのリスクを軽減するなど、情報セキュリティの向上を図った。	III	III	

II 大学経営の改善に関する目標															
4 その他の業務運営に関する目標		(3) 監査機能の充実に関する目標													
中期目標 33 監査機能の充実 監事、会計監査人、内部監査組織相互間の連携の強化を図るとともに、監査機能の充実を図る。															
中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)															
中期計画 (◆ : 数値目標・達成目標年度)	重点 計画 番号	令和2年度計画	判断理由 (年度計画の進捗状況)	特記 事項 の 有無	自己 評価	評価 委員 会の 評価	備 考								
II 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置															
4 その他の業務運営に関する目標を達成するための措置															
(3) 監査機能の充実に関する目標を達成するための措置															
53	監事、会計監査人と連携し、監査機能を強化するとともに内部監査の独立性を確保する。  ◆内部監査について、独立性を担保し監査を効果的に実施するため、監査方法や監査手法等の見直しを行う。(平成30年度)														

## II 大学経営の改善に関する特記事項

### 【業務運営の改善】

#### 1 コロナ禍における業務運営

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って社会環境が大きく変化する中、感染拡大防止に配慮した業務運営を行った。対面授業の再開（令和2年7月29日）に合わせて、滋賀県のステージや近隣府県の緊急事態宣言の有無等を踏まえた「新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる滋賀県立大学活動レベル」を定めるとともに、レベルに応じた教育・研究活動や会議・行事、学生の登校や課外活動などの行動基準を定め、滋賀県のステージ変更等や社会情勢に応じて活動レベルを変更した。

また、学生や教職員が感染した場合の対応マニュアルを策定するとともに、新型コロナウイルス感染症に関連した学生の公欠の取り扱いを定めるなど、業務を円滑に行うため必要な対策を講じた。

#### 2 ワークライフバランスの実現に向けた休暇取得を促進する取組（計画番号42）

年度当初に各職員に年次有給休暇の取得予定届の提出を求め、職員の意識付けるとともに所属長の把握を容易にし、8月末および10月初旬に各所属長に対し未取得者の勧奨を徹底した。また、夏季における心身の疲労回復および子育てをはじめとした家庭生活の充実のため、休暇の計画的な取得を促進することを目的として、令和2年度における「夏季における年次有給休暇等計画取得促進要領」を定め、夏季集中休暇を8/11から8/14の4日間とし、年次有給休暇や夏季特別休暇と併せて、9連休の取得を容易にした。さらに、例年7月から9月までの夏季特別休暇の取得期間を6月から9月までの4カ月間に拡大し、休暇の取得促進を図った。

さらに新型コロナウイルス感染症への対応と併せて、年末年始の行事を省力化・簡素化し、年末年始に休暇を取得しやすいようにした。

### 【財務】

#### 1 新たな課題等に対応するための財源確保への取組（計画番号49）

新型コロナウイルス感染症への対策について、年度当初から、必要な対策について検討し、県の新型コロナウイルス感染症対策環境整備等補助金を活用するた

め、断続的に県と協議を行った。

この結果、基本的な感染症対策に加え、1) 飛沫感染を防止するための遮蔽板の設置、2) より効果的な遠隔授業を実施するためのネットワーク環境の拡張整備、3) トイレでの接触による感染拡大を防止するためのトイレの洋式化・非接触化等の改修工事、4) 学生間のソーシャルディスタンス確保のために行う分割授業に必要なAV機器の改修、などに要する経費等の財源として補助金約6億3千4百万円を確保した。

### 【自己評価等】

#### 1 IRシステムを利用した施策立案等への活用（計画番号55）

本学の活動を客観的データに基づいて可視化し、効果的、戦略的な大学運営を推進することにより、教育研究活動の活性化に資することを目的として、評価担当の理事を室長とする理事長直轄の組織「IR推進室」を、令和2年4月から設置した。令和2年度前期授業に遠隔授業を導入したことに伴い、前期授業期間終了後に全学生を対象とした遠隔授業の受講環境や受講時間、課題の提出状況などについてアンケートを実施し、遠隔授業の受講状況や学生の満足度等を確認するため、アンケート結果の可視化を行った。この結果、遠隔授業への満足度は受講科目数の減少とともに増加することや、受講科目が10科目以下の学生の課題の提出状況が比較的低いなどの傾向が見られた。これらの可視化結果は危機対策本部本部員会議で情報共有するとともに、各学部や学科等で今後の授業等の検討材料とすることとした。

### 3 法人の業務運営に関する実績

- 1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画および資金計画  
※ 財務諸表および決算報告書等を参照

#### 2 短期借入金の限度額

第3期中期計画	令和2年度計画	令和2年度実績
短期借入金の限度額 6億円 想定される理由 運営費交付金の受入遅延および事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定	短期借入金の限度額 6億円 想定される理由 運営費交付金の受入遅延および事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定	なし

#### 3 出資等に係る不要財産の処分に関する計画

第3期中期計画	令和2年度計画	令和2年度実績
なし	なし	なし

#### 4 出資等に係る不要財産以外の重要な財産を譲渡し、または担保に供する計画

第3期中期計画	令和2年度計画	令和2年度実績
なし	なし	なし

#### 5 剰余金の使途

第3期中期計画	令和2年度計画	令和2年度実績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営の改善および施設等の整備に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営の改善および施設等の整備に充てる。	目的積立金として教育研究の質の向上等を図った。

### 6 滋賀県公立大学法人の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

#### (1) 施設・設備に関する計画

第3期中期計画	令和2年度計画
学舎長寿命化のための長期保全計画 第3期中期計画期間備品更新計画	学舎長寿命化のための長期保全計画 および長寿命化計画（個別施設計画） 第3期中期計画期間備品更新計画

#### [令和2年度の主な実績]

施設・設備の内容	実績額	財源
環境実習船『はっさかⅡ』	63,580千円	運営費交付金 "
交流センターホール音響設備更新	12,100千円	施設・設備整備費 補助金 "
空調設備更新（工学部棟）	183,700千円	"
環境管理センター水処理設備更新	215,215千円	新型コロナウイルス感染症対策環境整備等補助金
湖沼環境実験施設機械設備更新	15,297千円	"
大学構内の通信回線更新(10Gbps化)	247,518千円	

#### (2) 人事に関する計画

第3期中期計画	令和2年度計画
「公立大学法人滋賀県立大学人事方針」および本中期計画に基づき計画期間内の人事計画を策定し、この人事計画により引き続き教育研究業務および法人運営業務の活性化に資する人事制度を運用する。  その際には、外部資金を積極的に活用しつつ、人件費の適正な管理に努めながら、理事長のガバナンスにより、教教分離など教職員の適正配置に努める。  さらに、事務局職員においては、期首における設立団体からの派遣職員を減じるが、その進度は調整	第3期中期計画期間内の人事計画に従い、業務量および内容に見合った人員配置となるよう必要な措置を行う。

する。また、公立大学法人および大学に関する専門的な知識を有する法人職員の採用を進めるとともに人材育成に努め、法人運営基盤を確立していく。

#### [令和2年度の主な実績]

令和3年4月から実施する教育組織と教員組織の分離(教教分離)に向けて、第3期人事計画の改正を行った。

事務局職員については、一般区分（大学卒業程度）の採用試験を実施し、3名を採用することとしたほか、契約・特任職員からの登用試験を実施し、1名を採用することとするなど、業務量に見合った対応を行った。

#### (3) 積立金の使途

第3期中期計画	令和2年度計画
前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上、組織運営の改善および施設等の整備に充てる。	前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上、組織運営の改善および施設等の整備に充てる。

#### [令和2年度実績]

財源	使途	教育研究の質の向上、組織運営の改善および施設等の整備		
		施設・設備の整備等による固定資産の取得	その他事業費への充当に伴う目的積立金の取崩	合 計
前中期目標期間繰越目的積立金		0 千円	37,844 千円	37,844 千円
その他の目的積立金		0 千円	0 千円	0 千円
合 計		0 千円	37,844 千円	37,844 千円

#### (4) その他法人の業務運営に関し必要な事項

第3期中期計画	令和2年度計画	令和2年度実績
なし	なし	なし

別表（収容定員）

令和2年5月1日現在

	学部・研究科名	収容定員	収容人数	定員充足率
学部	環境科学部	720 人	773 人	107.4%
	工学部	600 人	663 人	110.5%
	人間文化学部	800 人	873 人	109.1%
	人間看護学部	300 人	298 人	99.3%
大学院	環境科学研究科	87 人	94 人	108.0%
	前期課程	72 人	77 人	106.9%
	後期課程	15 人	17 人	113.3%
	工学研究科	117 人	124 人	106.0%
	前期課程	108 人	115 人	106.5%
	後期課程	9 人	9 人	100.0%
	人間文化学研究科	47 人	38 人	80.9%
	前期課程	32 人	26 人	81.3%
	後期課程	15 人	12 人	80.0%
	人間看護学研究科	16 人	18 人	112.5%
	修士課程	16 人	18 人	112.5%